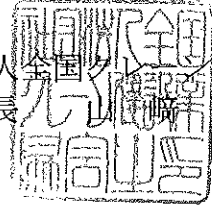




全ク協発第1号
平成22年4月1日

社団法人全国建設業協会
会長 浅沼健一 殿

社団法人全国建設業協会
会長 修 榮



労働安全衛生法に基づく「移動式クレーン運転士
安全衛生教育」受講済者の優先使用について

謹啓

新緑の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より、当協会に対しまして深いご理解と格別のご指導・ご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、連綿と続く建設投資の減少や公共工事不要論等建設業界を取り巻く環境は大変厳しく、とりわけ、貴会員の下で下請として働く当協会会員は全国各地で日夜奮闘しているにも関わらず、当建設場重業界を取り巻く環境は、排ガス規制問題や特殊車両通行許可制度の運用問題等以前にも増して厳しい状況下に置かれております。

このように経営的に大変厳しい状況下にあっても、当協会会員は、一貫して自社の移動式クレーンのオペレーターに対して、労働安全衛生法（昭47、法57）第60条の2第2項の規定に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を、本制度発足以来、定期的に受講させております。さらに、平成6年からは、総合建設業者32社（現在24社）で構成するクレーン安全協議会と当協会とがタイアップして、本教育内容をより充実させる等労働災害の撲滅を目指してきましたが、ご存知のとおり建設現場での労働災害、とりわけ、建設機械に起因する事故がなかなか減少しない状況下にあります。

当協会では、個々の建設現場での移動式クレーンのオペレーターの使用にあたり、本教育受講の有無を確認し、受講済者の優先使用をお願いしてまいりました。お蔭様でオペレーターからは作業現場では浸透してきているとの報告を数多く受けております。しかしながら受講済者のみを使用している現場は、一部に限られている状況であります。

このような法律を無視した状況を解消し、建設機械に起因する労働災害を撲滅するためには受講者のみを作業現場に入れる必要があります。

つきましては、貴団体会員に対して、労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を受講した者のみの使用を徹底されるようご指導いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

謹白